

# みどりの食料システム戦略について

---

**農林水産省**

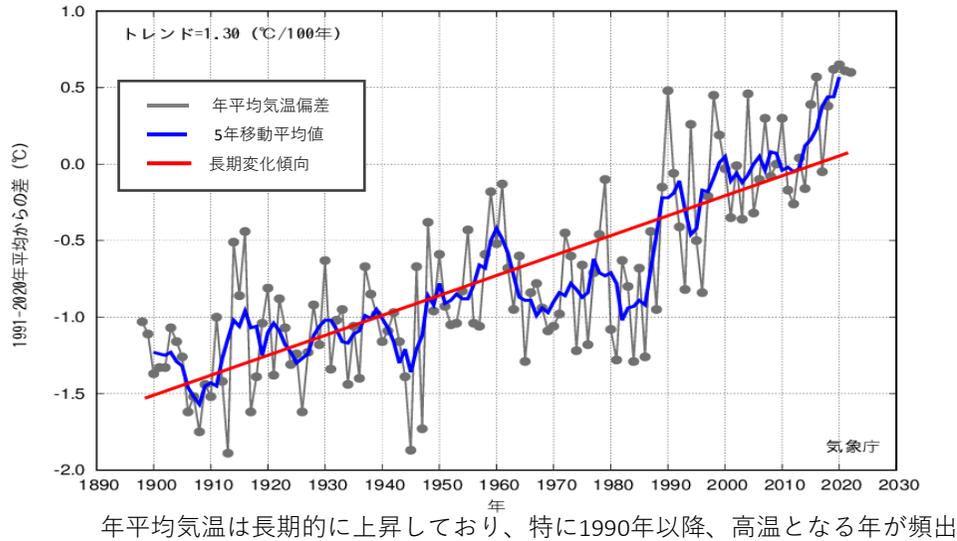
大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ



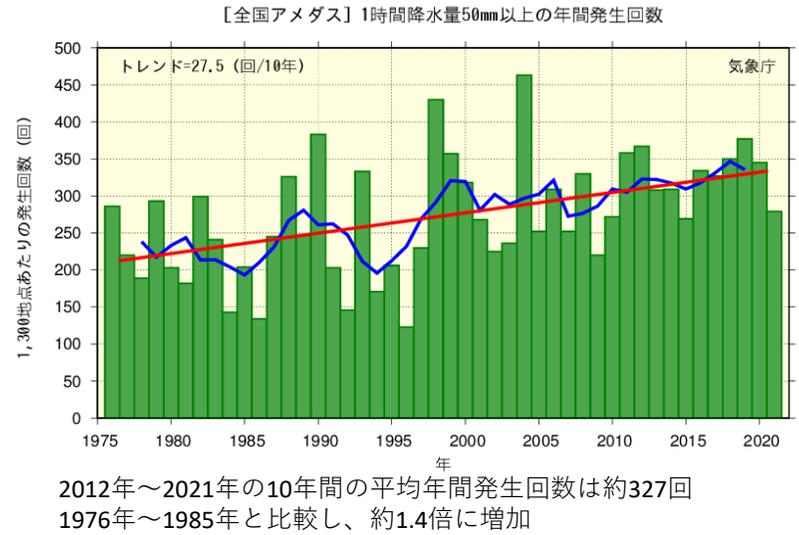
# 地球温暖化による気候変動・大規模自然災害の増加

- 日本の年平均気温は、100年あたり1.30℃の割合で上昇。2020年の日本の年平均気温は、統計を開始した1898年以降最も高い値。(2022年は過去4番目に高い値)
- 農林水産業は気候変動の影響を受けやすく高温による品質低下などが既に発生。
- 降雨量の増加等により、災害の激甚化の傾向。農林水産分野でも被害が発生。

## ■ 日本の年平均気温偏差の経年変化



## ■ 1時間降水量50mm以上の年間発生回数



## ■ 農業分野への気候変動の影響

- ・ 水稲：高温による品質の低下
- ・ リンゴ：成熟期の着色不良・着色遅延



白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面



## ■ 農業分野の被害



浸水したキュウリ  
(令和元年8月の前線に伴う大雨)

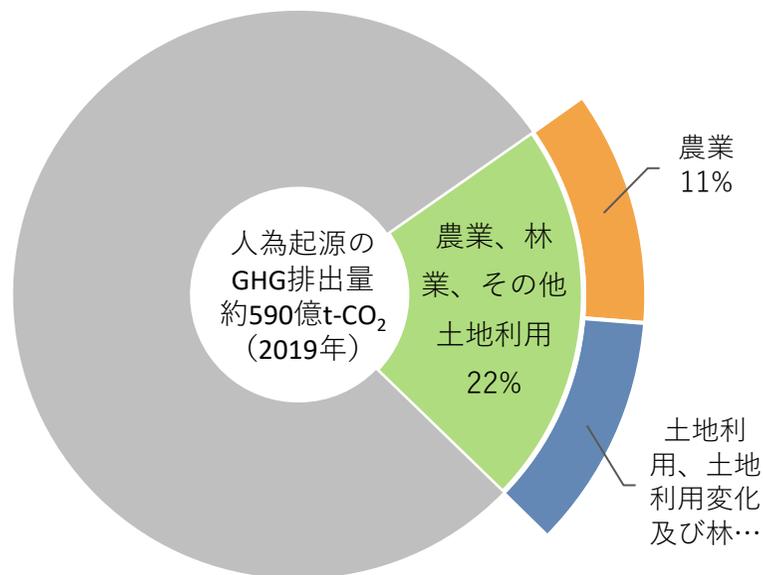


被災したガラスハウス  
(令和元年房総半島台風)

# 世界全体と日本の農林水産分野の温室効果ガス（GHG）の排出

- 世界のGHG排出量は、590億トン（CO<sub>2</sub>換算）。このうち、農業・林業・その他土地利用の排出は22%（2019年）。
- 日本の排出量は11.7億トン。うち農林水産分野は4,949万トン、全排出量の4.2%（2021年度）。  
\* 日本全体のエネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量は世界比約3.2%（第5位、2019年（出典：EDMC/エネルギー経済統計要覧））
- 日本の吸収量は4,760万トン。このうち森林4,260万トン、農地・牧草地350万トン（2021年度）。

## ■ 世界の農林業由来のGHG排出量

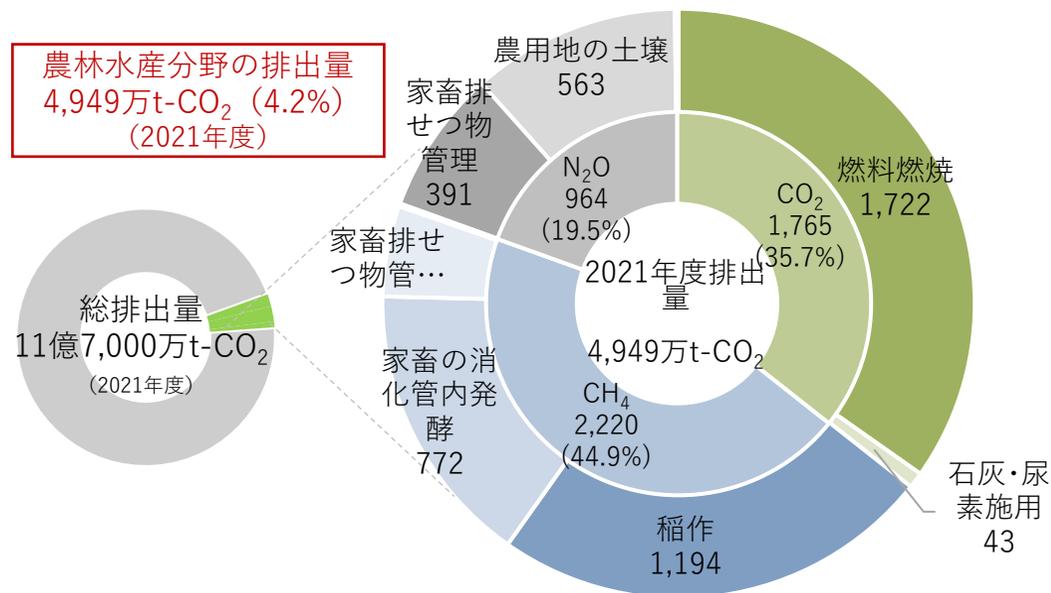


単位：億t-CO<sub>2</sub>換算

\* 「農業」には、稲作、畜産、施肥などによる排出量が含まれるが、燃料燃焼による排出量は含まない。

出典：「IPCC 第6次評価報告書第3作業部会報告書（2022年）」を基に農林水産省作成

## ■ 日本の農林水産分野のGHG排出量



単位：万t-CO<sub>2</sub>換算

\* 温室効果は、CO<sub>2</sub>に比べCH<sub>4</sub>で25倍、N<sub>2</sub>Oで298倍。

\* 排出量の合計値には、燃料燃焼及び農作物残渣の野焼きによるCH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>Oが含まれているが、僅少であることから表記していない。このため、内訳で示された排出量の合計とガス毎の排出量の合計値は必ずしも一致しない。

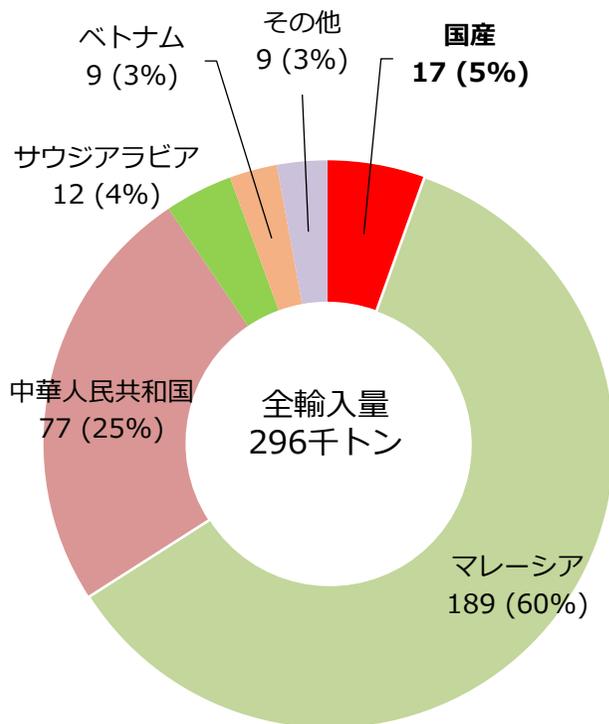
出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成

# 食料生産を支える肥料原料の状況

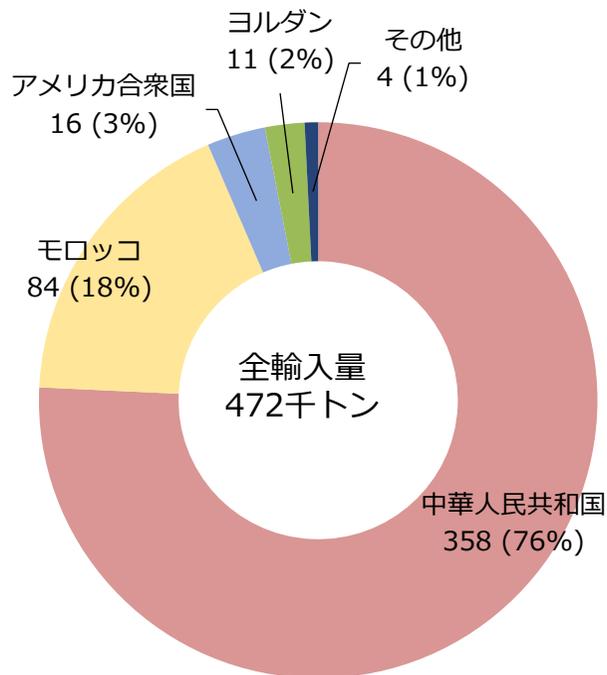
○ 食料生産を支える肥料原料を我が国は定常的に輸入に依存

■ 食料生産を支える肥料原料の自給率  
化学肥料の原料の大半は輸入に依存

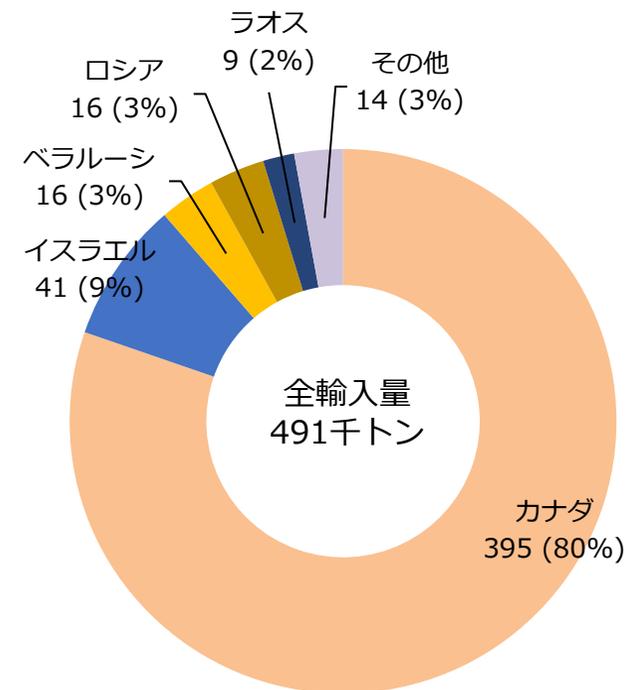
## 尿 素



## りん酸アンモニウム



## 塩化カリウム



# 主要国の環境政策

- EU、米国では具体的な数値目標を含む食料・農林水産業と持続可能性に関わる戦略を策定。

EU



## 「ファーム to フォーク」(農場から食卓まで) 戦略

(2020年5月)

欧州委員会は、欧州の**持続可能な食料システムへの包括的なアプローチ**を示した戦略を公表。

今後、二国間貿易協定にサステナブル条項を入れる等、国際交渉を通じて**EUフードシステムをグローバル・スタンダードとする**ことを目指している。

- 次の数値目標(目標年：**2030年**)を設定。
- 化学農薬の使用及びリスクの**50%削減**
- 一人当たり食品廃棄物を**50%削減**
- 肥料の使用を少なくとも**20%削減**
- 家畜及び養殖に使用される抗菌剤販売の**50%削減**
- 有機農業に利用される農地を少なくとも**25%に到達**

等

米国 (バイデン政権の動き)



## バイデン米国大統領会見 (2021年1月27日)

「米国の**農業は世界で初めてネット・ゼロ・エミッションを達成**する」

### 国内外における気候危機対処のための大統領令〈ファクトシート〉

- **パリ協定**の目標を実施し、米国がリーダーシップを発揮
- **化石燃料補助金の廃止**を指示
- **気候スマート農法**の採用奨励を指示

等

## 米国 (農務省)「農業イノベーションアジェンダ」

(2020年2月 (トランプ政権))

米国農務省は、2050年までの**農業生産量の40%増加と環境フットプリント50%削減の同時達成**を目標に掲げたアジェンダを公表。さらに**技術開発を主軸**に以下の目標を設定。

- **2030年まで**に食品ロスと食品廃棄物を**50%削減**
- **2050年まで**に土壌健全性と農業における炭素貯留を強化し、農業部門の現在のカーボンフットプリントを**純減**
- **2050年まで**に水への栄養流出を**30%削減**

等

# みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

## 現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

### 「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

### 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

## 目指す姿と取組方向

### 2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

### 戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



ゼロエミッション  
持続的発展

革新的技術・生産体系の  
速やかな社会実装

革新的技術・生産体系  
を順次開発

開発されつつある  
技術の社会実装

取組  
技術

2020年 2030年 2040年 2050年

## 期待される効果

### 経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

### 社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

### 環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンsoon地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

# みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

## 調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

## 生産

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO<sub>2</sub>固定化（ブルーカーボン）の推進等

・持続可能な農山漁村の創造  
・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）  
・森林・木材のフル活用によるCO<sub>2</sub>吸収と固定の最大化

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

## 消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

## 加工・流通

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

# みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）

## 制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

### みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

### 関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

### 国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

### 基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

#### 基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

#### 環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画  
（環境負荷低減事業活動実施計画等）

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化\*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進\*

\*モデル地区に対する支援措置

#### 新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画  
（基盤確立事業実施計画）

#### 【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を新規で措置

# みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

それぞれの地域で、みどり法に基づく取組を主体的に進めていただくため、  
**地方自治体の基本計画作成を促進**

- **滋賀県が全国初の基本計画を公表（令和4年10月28日）**
  - ・有機農業者の2計画を初認定（令和4年11月）
- **令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成**
- **うち12県23市町で特定区域（モデル地区）が設定され、地域ぐるみでの取組を促進**

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、現場の農業者のニーズも踏まえ、  
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等を図る事業者（基盤確立事業実施計画）を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

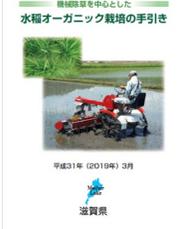
- **令和4年11月に第1弾認定をした後、45の事業者を認定（令和5年5月時点）**

令和5年度から都道府県による農業者の計画認定が本格的にスタート。税制特例や計画認定・特定区域設定に対する補助事業の優先採択等のメリット措置を丁寧に説明していく。

# 地方自治体の基本計画の事例

## 滋賀県みどりの食料システム基本計画

- ・令和4年10月公表、県及び全19市町で作成。
- ・**化学肥料・化学農薬の使用低減**や琵琶湖の保全などに対応した**生産性の高い環境こだわり農業**を推進するとともに、環境こだわり農業の強みを生かした**流通・販売の強化**、消費者の理解促進等を図る。



水稲、茶の有機栽培の栽培技術の体系化



食品事業者等と連携した理解促進・消費拡大

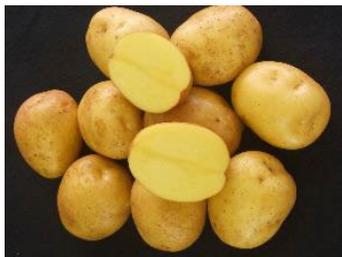
## 農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画

- ・令和4年12月公表、北海道及び全179市町村で作成。
- ・環境との調和に配慮した「**クリーン農業**」の取組や、2050年までに道内の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「**ゼロカーボン北海道**」等を踏まえ、**環境保全型農業**の取組拡大等を図る。



## 長崎県みどりの食料システム戦略ビジョン

- ・令和4年12月公表、県及び全21市町で作成。
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減に繋がる**環境保全型農業**の取組の裾野を拡大、オーガニックビレッジ等の地域を中心に**有機農産物等の販路拡大**を図る。



病虫害に強いバレイショ品種「アイマサリ」を利用したグリーンな栽培体系の実証



オーガニックビレッジを中心に有機農産物等の販路を拡大

## 大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画

- ・令和4年12月公表、県及び全18市町村で作成。
- ・**IPM技術**の普及拡大や**地域循環型農業**の推進等を通じた化学肥料・化学農薬の使用低減を実施し、**豊富な地域資源**の活用を促進するとともに、地域の環境に配慮して生産された**農林水産物等のブランド化**を図る。



土着天敵温存植物の定植(ソルゴー、オクラ、バジル等)



オーガニックイベントによる有機農産物のPR活動

# 環境負荷低減事業活動の認定の考え方

- 環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

## <基本方針第二 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項>

【定義】 農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

### (1) 農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

### (2) 以下のいずれかに掲げる事業活動であること

#### ① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- 有機農業の取組を含みます。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

#### ② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。）

#### ③ 別途、農林水産大臣が定める事業活動

##### 【告示】

- ・ 水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・ 環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- ・ バイオ炭の農地への施用
- ・ プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・ 化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動



農地土壌に炭素を貯留



生分解性マルチの使用

### (3) 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

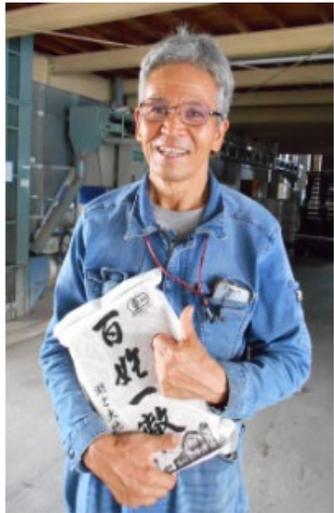
当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

## 中道農園（野洲市）

- もみ殻ぼかし肥料や土壌診断を有効に活用し**水稲有機栽培面積の拡大**を目指す。
- 水田除草機の導入や肥料散布にドローン等を活用して作業の効率化を図る。
- 自社のHPにおいて有機米を販売。

経営規模：約40ha

栽培品目：水稲



完全無農薬・無肥料による栽培の様子

## 有限会社クサツパイオニアファーム（草津市）

- 鶏ふんやもみ殻堆肥、水田用除草機を導入して水稲や大麦の**有機栽培面積拡大**を目指す。
- 除草機のほか、米ぬか散布、複数回代かきなどの様々な雑草対策を組み合わせ高い収量水準を実現。

経営規模：約52ha

栽培品目：水稲、小麦、大豆、軟弱野菜、赤しそ



乗用型水田除草機による除草作業の様子

# 基盤確立事業実施計画の認定スキーム

- 主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

## 基盤確立事業とは・・・（法第2条第5項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業

（①～⑥）

国（主務大臣）

計画認定の  
申請 ↑ ↓ 認定

事業者

〈基盤確立事業実施計画を作成〉

- ① 先端的技術の研究開発及び成果の移転の促進
- ② 新品種の育成
- ③ 資材又は機械の生産・販売
- ④ 機械類のリース・レンタル
- ⑤ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化

（地方農政局を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。）

## 主な認定要件

- 1 基本方針に適合し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること
- 2 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること（事業展開による効果の広域性や、技術の普及状況等を踏まえた先進性等が必要です。）

### ※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合

（①～③を満たす必要があります。）

- ① 以下のいずれかに該当すること
  - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
  - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- ② 10年以内に販売されたモデルであること
- ③ 農業者の取得価額が100万円以上になると見込まれること

## 支援措置

- 補助金等適正化法の特例
  - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化
- 農地法の特例
  - ・農地転用許可の手続のワンストップ化
- 種苗法の特例
  - ・品種登録の出願料及び登録料の減免
- 食品等流通法の特例
  - ・日本公庫による長期低利資金の貸付適用
- 中小企業者向け金融支援【非法律事項】
  - ・日本公庫による低利資金（新事業活動促進資金 特別利率②）の貸付適用
    - 〔 機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援 〕
- 課税の特例（法人税・所得税）
  - （1）資材メーカー・食品事業者等向け
    - 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
  - （2）機械メーカー向け（対象は生産者）
    - 生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）
      - 〔 販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減 〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

### 資材の生産・販売（みどり税制の活用）

#### JA佐久浅間、 JA全農長野県本部、佐久市

堆肥の利用拡大を図るため、JA佐久浅間におけるペレット堆肥の製造設備を増強し、販売拡大に取り組む。



### 資材の生産・販売（みどり税制の活用）

#### (株) 国際有機公社

液肥製造プラントを新たに導入し、地域の未利用魚や米ぬか等の有機物を原料として活用した液状複合肥料の製造・販売の拡大に取り組む。



### 資材の生産・販売（みどり税制の活用）

#### わかよ 和饗エコファーム(株)・ 共和化工(株)

下水汚泥資源を活用した肥料の粒度を調整する設備を新たに導入し、その扱いやすさを向上させて、さらなる販売拡大に取り組む。



### 資材の生産・販売

#### 中日本カプセル(株)

ソフトカプセル製造時に発生するゼラチン残さを活用した肥料の普及に取り組む。

**Gely** (ゼライクル)



### 資材の生産・販売 (みどりハード事業※・みどり税制の活用)

#### 緑水工業(株)

既存の肥料散布機で散布可能な下水汚泥資源等を活用したペレット肥料を製造し、販路拡大に取り組む。



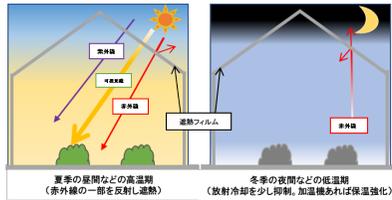
※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R4補正）のうち環境負荷の低減寄与する資材の生産基盤強化対策

# 基盤確立事業実施計画の認定状況②（令和5年5月時点）

## 資材の生産・販売

### オカモト（株）・オカモト化成品（株）

施設園芸における冬季の燃油使用量の削減に寄与する「農業ハウス用遮熱フィルム」の普及に取り組む。



## 資材の生産・販売

### コルテバ・ジャパン（株）

天然物質由来農薬の技術情報の提供、地域に合った防除体系の実証等に取り組む。

#### スピノーズ 顆粒水和剤



#### 栽培形態と使える農薬

※1 慣行栽培と比較して削減対象農薬の使用回数が50%以下



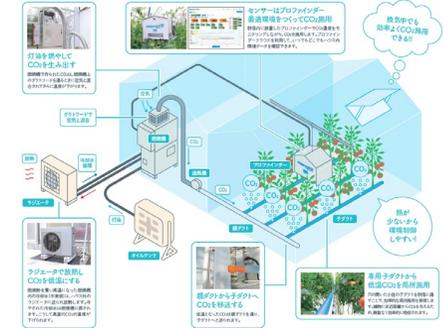
微生物が生み出した奇跡  
天然物質由来の減虫ハウス

栽培形態	使える農薬
慣行栽培	○ 使用可
特別栽培 <sup>※1</sup>	○ 使用回数にカウントされない
有機栽培	○ 農作物の被害が予想される場合に使用可

## 機械の生産・販売

### （株）誠和

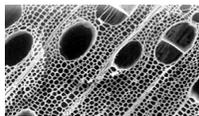
施設園芸における温室効果ガス排出量削減に寄与する「低温CO<sub>2</sub>施用システム」の普及に取り組む。



## 研究開発・実証

### （株）TOWING

農地への炭素固定と有機栽培に適した土づくりを両立する“高性能バイオ炭”の研究開発に取り組む。



バイオ炭



土壌微生物群



有機肥料

有機肥料の分解に特化した微生物叢を選択培養

✓要素組合せ・混合要件最適化 ✓微生物培養条件最適化

## 新品種の育成

（新品種の出願料・登録料の軽減）

### （地独）北海道立総合研究機構

北海道で広く栽培されている稲、小麦、ばれいしょについて、病害虫に強い品種育成に取り組む。

稲



小麦



ばれいしょ



# みどりの食料システム法の認定による主な補助事業等の優先採択

(R4 補正予算・R5当初予算)

- みどりの食料システム法の計画認定等を受けることで、例えば「みどりの食料システム戦略推進交付金」では、60点の採択ポイントのうち特定区域の設定や農業者の計画認定等で最大20点がプラスされるなど、補助事業の優先採択が受けられるメリットがある。
- 当省の様々な補助事業において、このような計画認定によるメリット措置が受けられることを広く説明していく。

## みどりの食料システム戦略推進交付金

- グリーンな栽培体系への転換サポート ■ ■ ■
- 有機農業産地づくり推進緊急事業 ■ ■ ■ (有機農業協定の締結により更に加算)
- 有機転換推進事業 ■ ■ ■
- SDGs対応型施設園芸確立 ■ ■ ■
- バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策 ■ ■ ■  
(みどりハード対策：基盤確立事業実施計画の認定が必要) 等

※ 特定区域の設定 : +10点  
農業者・事業者の計画認定 : 各+5点

## 加算項目

- (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画
- 基盤確立事業実施計画
- 特定区域の設定 (基本計画)
- 基本計画の公表

## 農畜産業関係

- 強い農業づくり総合支援交付金 ■ ■ ■
- 産地生産基盤パワーアップ事業のうち  
新市場獲得対策のうち国産シェア対策 ■ ■ ■
- 国内肥料資源利用拡大対策事業 ■ ■
- 農地利用効率化等支援交付金 ■
- 農山漁村振興交付金 ■ ■ ■
- 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ■
- 果樹農業生産力増強総合対策 ■
- コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業 ■ ■
- 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 ■ ■
- 畜産経営体生産性向上対策 ■
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち  
家畜能力等向上強化推進事業・繁殖肥育一貫経営等育成支援 ■ ■
- 農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策  
(みどり税制対象機械の導入について加算) 等

## 研究開発・実証関係

- 「知」の集積と活用によるイノベーションの創出 ■ ■
- スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト ■
- アグリ・スタートアップ創出強化対策 ■
- ペレット堆肥流通・下水汚泥資源等の肥料利用促進技術の開発・実証 ■
- 食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト ■ 等

## 食品産業関係

- 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進 ■
- 強い農業づくり総合支援交付金 ■
- 食品産業の国際競争力強化緊急対策事業のうち  
JAS・JFSの普及対策事業のうち有機JAS普及対策 ■ 等

## 林業関係

- 森林・林業・グリーン成長総合対策 ■

・令和5年中の認定等の見込みがある場合もポイント加算の対象となる場合があります。  
・優先採択等の詳細については、各事業の実施要綱・要領を御確認願います。  
・令和5年度予算については、今後、内容が変更される場合があります。

## お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線3292）

ダイヤルイン：03-3502-8056

HP：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略  
トップページ



みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム法  
トップページ



みどりの食料システム戦略  
説明動画ページ

